

SBI 新生コネクト利用規定 新旧対照表 (2024 年 11 月 5 日)

(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>第 5 条 (自動出金サービス)</p> <p>1. 本サービスをご利用のお客様は、いつでも自動出金サービス利用の有無(「利用する」「利用しない」)を選択することができます。当社は、毎営業日の 15 時 00 分にお客様の選択状況を確認し、「利用する」を選択されているお客様に対し、翌営業日より自動出金サービスを提供します。ただし、証券総合口座において、MRF (マネー・リザーブ・ファンド)自動継続投資口座を設定されているお客様は、自動出金サービスを利用することができません(第 11 条に基づきMRF自動継続投資口座の解約の申し出があったものとして取扱うお客様においては、当該解約の効力が生じるまでの間は当該口座が設定されているものとします。)</p> <p>2. 自動出金サービスを利用されているお客様の証券総合口座に預り金がある場合、次の各号の定めに従い、お客様の証券総合口座よりパワーフレックス口座に出金します。</p> <p>(1) 当社は、毎営業日 15 時頃に自動出金サービスの利用状況を確認します。</p> <p>(2) 当社は、前号の営業日の 16 時頃に出金指示可能額からお客様により設定されているSBI証券留保額を減算した金額を買付余力から拘束させていただきます。</p> <p>(3) 当社は、前号の営業日の <u>16 時 30 分頃</u>に SBI 新生銀行に対し出金を行います。</p> <p>(4) SBI 新生銀行は、当社から出金した前号の代金を、お客様のパワーフレックス口座の円普通預金残高に入金します。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;"><u>2024 年 11 月</u></p>	<p>第 5 条 (自動出金サービス)</p> <p>1. 本サービスをご利用のお客様は、いつでも自動出金サービス利用の有無(「利用する」「利用しない」)を選択することができます。当社は、毎営業日の 15 時 00 分にお客様の選択状況を確認し、「利用する」を選択されているお客様に対し、翌営業日より自動出金サービスを提供します。ただし、証券総合口座において、MRF (マネー・リザーブ・ファンド)自動継続投資口座を設定されているお客様は、自動出金サービスを利用することができません(第 11 条に基づきMRF自動継続投資口座の解約の申し出があったものとして取扱うお客様においては、当該解約の効力が生じるまでの間は当該口座が設定されているものとします。)</p> <p>2. 自動出金サービスを利用されているお客様の証券総合口座に預り金がある場合、次の各号の定めに従い、お客様の証券総合口座よりパワーフレックス口座に出金します。</p> <p>(1) 当社は、毎営業日 15 時頃に自動出金サービスの利用状況を確認します。</p> <p>(2) 当社は、前号の営業日の <u>15 時 30 分頃</u>に出金指示可能額からお客様により設定されているSBI証券留保額を減算した金額を買付余力から拘束させていただきます。</p> <p>(3) 当社は、前号の営業日の <u>16 時 00 分頃</u>に SBI 新生銀行に対し出金を行います。</p> <p>(4) SBI 新生銀行は、当社から出金した前号の代金を、お客様のパワーフレックス口座の円普通預金残高に入金します。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;"><u>2023 年 7 月</u></p>

以上